

事 務 連 絡  
平成 26 年 7 月 4 日

各 都道府県障害保健福祉主管課 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
障害福祉課地域生活支援推進室

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の配置に  
係る経過措置の終了に当たっての留意事項について

平素より、障害者保健福祉行政の推進につきまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

障害者総合支援法に基づく療養介護等を提供するに当たっては、「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等(平成 18 年厚生労働省告示第 544 号)」に基づき、実務経験を満たし、提供するサービスに応じた分野のサービス管理責任者研修等(以下「研修」という。)を受講した者をサービス管理責任者として配置することとされております(児童発達支援管理責任者については、「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの(平成 24 年厚生労働省告示第 230 号)」に要件を規定)。

多機能型事業所又は特定基準該当障害福祉サービス事業所に置くべきサービス管理責任者については、事業の開始の日から起算して三年間は、提供される障害福祉サービスのうちいずれかに係るサービス管理責任者の要件を満たしている場合には、提供される全ての障害福祉サービスに係るサービス管理責任者の要件を満たしているものとみなす等、サービス管理責任者の配置については、経過措置を設けているものがあります(別紙参照)。この経過措置においては、平成 24 年 4 月 1 日より前に事業を開始している場合、認められている特例が今年度末(平成 27 年 3 月 31 日)をもって終了とされているため、経過措置終了後は各サービスに該当する分野の研修が修了していない場合は、来年度以降、人員配置が基準上満たせていないこととなります。

つきましては、各都道府県におかれては、上記に留意いただき、

- ① 管内において、経過措置終了によって、来年度以降サービス管理責任者等の人員配置が基準上満たせなくなる事業所を的確に把握し、今年度中に各サービスに該当する分野のサービス管理責任者研修等を受講させる等周知徹底を図ること
- ② 研修の開催においても、上記の受講者数を勘案の上、受講が必要な者が確実に受講できるようにすること

等、来年度以降の障害福祉サービス等の提供に向けて遺漏なきよう対応願います。

その際、研修の実施に当たっては、開催に向けた応募期間の延長や都道府県知事による研修事業者の指定等、受講希望者が研修を受講できるよう機会の拡大について柔軟に検討いただき、研修体制の充実に努めていただきますようお願いいたします。

なお、その他、事業の開始の日から起算して一年間は、サービス管理責任者として配置される者であって、実務経験者であるものについては、研修修了の要件を満たしているものとみなす等猶予されているものがあり、各都道府県においてはこれらについても同様に配慮願います。

○ 指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等(平成18年厚生労働省告示第544号)

障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十一号)第五十条第一項第四号及び第二百五条第二項、障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十二号)第四条第一項第一号イ(3)、第五条第二項及び附則第四条第二項、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十四号)第十二条第一項第五号及び第九十条第二項並びに障害者総合支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十七号)第十一条第一項第二号イ(3)、第十二条第二項及び附則第四条第二項に規定に基づき、指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等を次のように定め、平成十八年十月一日より適用する。

一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。)第五十条第一項第四号に規定する指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十二号。以下「指定障害者支援施設基準」という。)第四条第一項第一号イ(3)に規定する施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十四号。以下「障害福祉サービス基準」という。)第十二条第一項第五号に規定する障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十七号。以下「障害者支援施設基準」という。)第十一条第一項第二号イ(3)に規定する施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの(以下「サービス管理責任者」と総称する。)

イ～ハ (略)

ニ 指定障害福祉サービス基準第二百五条第二項若しくは障害福祉サービス基準第九十条第二項に規定する多機能型事業所に置くべきサービス管理責任者又は指定障害福祉サービス基準第二百二十条第一項第六号に規定する特定基準該当障害福祉サービス事業所に置くべきサービス管理責任者については、イの規定にかかわらず、当該多機能型事業所又は特定基準該当障害福祉サービス事業所において行う

事業の開始の日から起算して三年間(事業の開始の日が平成二十四年四月一日前の場合には、平成二十七年三月三十一日までの間)は、当該多機能型事業所又は特定基準該当障害福祉サービス事業所において提供される障害福祉サービスのうちいずれかに係るサービス管理責任者の要件を満たしている場合には、当該多機能型事業所又は特定基準該当障害福祉サービス事業所において提供される全ての障害福祉サービスに係るサービス管理責任者の要件を満たしているものとみなす。

ホ 複数の昼間実施サービス(指定障害者支援施設等又は障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスのうち施設入所支援を除いたものをいう。以下同じ。)を行う指定障害者支援施設等又は障害者支援施設に置くべきサービス管理責任者については、この規定にかかわらず、当該指定障害者支援施設等又は障害者支援施設の開設の日(当該指定障害者支援施設等又は障害者支援施設の開設の日が平成二十四年四月一日前の場合には、平成二十七年三月三十一日までの間)は、当該指定障害者支援施設等又は障害者支援施設において提供される昼間実施サービスのうちいずれかに係るサービス管理責任者の要件を満たしている場合には、当該指定障害者支援施設等又は障害者支援施設において提供されるすべての昼間実施サービスに係るサービス管理責任者の要件を満たしている者とみなす。

へ (略)

ト 障害福祉サービス基準第八十九条第二項又は第三項に規定する多機能型生活介護事業所に置くべきサービス管理責任者については、この規定にかかわらず、平成二十七年三月三十一日までの間は、実務経験者であるときは、イ(1)(二)の要件を満たしているものとみなす。

二・三 (略)

別表第一・第二 (略)

- 障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの(平成 24 年厚生労働省告示第 230 号)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)第四十九条第一項の規定に基づき、障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものを次のように定め、平成二十四年四月一日から適用する。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号。以下「設備運営基準」という。)第四十九条第一項の規定に基づき、障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの(以下「児童発達支援管理責任者」という。)は一及び二に定める要件を満たす者とする。

一・二 (略)

三 適用日から平成二十七年度三月三十一日までの間は、実務経験者については、二の要件を満たしているものとみなす。

四・五 (略)

別表第一・別表第二 (略)